

官民連携都市再生推進事業制度要綱

令和2年 4月 1日 国都官第13号
最終改正 令和6年12月17日 国都まち第177号
国土交通省 都市局長通知

第1条 目的

この要綱は、多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォームの構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組みに支援する補助制度を確立し、もって官民連携による都市の再生を図ることを目的とする。

第2条 定義

- 1 この要綱において、官民連携都市再生推進事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱で定めるところに従って行われる次の各号に掲げる事業をいう。
 - 一 エリアプラットフォーム活動支援事業
 - 二 普及啓発事業
- 2 この要綱において、前項第一号のエリアプラットフォーム活動支援事業とは、エリアプラットフォームの構築や未来ビジョン及び未来ビジョンに基づく実施計画（以下「未来ビジョン等」という。）の策定、未来ビジョン等に基づく取り組みを支援するものとして実施される次の各号に掲げる事業をいう。
 - 一 エリアプラットフォームの構築
 - 二 未来ビジョン等の策定
 - 三 シティプロモーション・情報発信
 - 四 社会実験・データ活用
 - 五 地域交流創造施設整備
 - 六 国際交流創造施設整備
 - 七 国際競争力強化拠点形成
 - 八 地方都市イノベーション拠点形成
- 3 この要綱において、第1項第二号の普及啓発事業とは、民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発するために行う次の各号に掲げる事業をいう。
 - 一 全国を対象に人材を育成する取組（全国啓発型）
 - 二 課題を有する地域を対象に優れたまちづくり活動実績のある者が伴走支援する取組（地域伴走型）

- 4 この要綱において、エリアプラットフォームとは、未来ビジョン等の策定や地域における将来像の実現に向けた取り組みを行うため、次の各号に掲げる者から構成され、かつ、様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体が参画や支援をしている協議組織をいう。
- 一 市町村（特別区を含む。）
 - 二 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者
- また、エリアプラットフォームが必要と認めるときは、エリアプラットフォームに、国、関係都道府県、公安委員会、公共交通事業者、教育機関、都市開発事業を施行する民間事業者、独立行政法人、民間都市機構、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者及び公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等を加えることができる。
- 5 この要綱において、未来ビジョンとは、エリアプラットフォームにおいて策定される次の各号に掲げる事項を記載した構想をいう。
- 一 対象とする地域の特性の現状分析
 - 二 地域の特性を踏まえた目指す将来像
 - 三 目指す将来像に向けた施策と役割分担
 - 四 目指す将来像に向けたロードマップ
- 6 この要綱において、地域交流創造施設とは、地域内外の多様な人材の交流促進を目的とした施設であつて、次の各号に掲げる要件を満たす施設をいう。
- 一 既存施設のリノベーションによる整備であること。
 - 二 シェアオフィスその他の専ら営利事業の用に供する部分を除くこと。
 - 三 地域住民や就業者等の交流を促す運営体制が構築されていること。
 - 四 分野横断的な取組を推進する連携体制が確立されていること。
 - 五 当該施設が、当該地域の主たる地域交流創造拠点として位置づけがあること
 - 六 次の各号のいずれかにおける整備であること。
- イ 都市再生特別措置法第46条第2項第五号の滞在快適性等向上区域における整備
 - ロ 同法第80条の3第1項第一号の低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設における整備
 - ハ 同法第109条の4第2項第一号の立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域及び立地誘導促進施設における整備
 - ニ 同法第109条の15第1項の低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地又は建物における整備
- 7 この要綱において、国際交流創造施設とは、国内外の多様な人材の交流促進を目的

とした施設であって、次の各号に掲げる要件を満たす施設をいう。

- 一 外国企業及び国際的な活動展開を目標に掲げる企業の利用企業全体に占める割合について、 $1/3$ 以上を目標としていること。
- 二 海外都市との連携体制が確立されていること。
- 三 外国語対応（HPによる情報発信、外国語対応支援員の設置等）が図られていること。
- 四 当該施設が、当該都市の主たる国際交流創造拠点として位置づけがあること。
- 五 既存施設のリノベーションによる整備であること。
- 六 シェアオフィスその他の専ら営利事業の用に供する部分を除くこと。
- 七 都市再生特別措置法第2条第5項の特定都市再生緊急整備地域又は同法第2条第3項の都市再生緊急整備地域のうち次の各号に掲げる要件を満たす地域における整備であること。
 - イ 未来ビジョン等に国際競争力の強化に係る目標値等を明示する地域
 - ロ 「外資系企業の立地数」「観光客数（商用）」の伸び率のいずれかが全国平均値より高い都市
 - ハ 「中枢中核都市について（平成30年12月18日内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」の「1. 中枢中核都市の範囲について」において示された都市
- 8 この要綱において、国際競争力強化拠点形成とは、特定都市再生緊急整備地域内における事業であって、都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画に基づき作成される第6条第1項に規定する国際競争力強化拠点形成計画に記載された、大都市の国際競争力の強化に資する次の各号に掲げるものとする。
 - 一 連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定
 - 二 シティプロモーション・情報発信
 - 三 社会実験・データ活用
 - 四 起業支援・人材育成
 - 五 他都市との連携に資する第二号から前号までの取組
- 9 この要綱において、地方都市イノベーション拠点形成とは、東京都特別区、大阪市及び名古屋市の旧市街地（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財務上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる地域）を除く地域における事業であって、第7条第1項に規定する地方都市イノベーション拠点形成計画に記載された、地方都市におけるイノベーション拠点の形成に資する次の各号に掲げるものとする。
 - 一 連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定
 - 二 シティプロモーション・情報発信
 - 三 社会実験・データ活用

- 四 起業支援・人材育成
 - 五 他都市との連携に資する第二号から前号までの取組
- 10 この要綱において、連携ビジョンとは、エリアプラットフォームにおいて策定される次の各号に掲げる事項を記載した構想をいう。
- 一 施設間又は地域間の連携に関する現状分析
 - 二 施設間又は地域間の連携において目指す将来像
 - 三 連携の将来像に向けた施策と役割分担
 - 四 連携の将来像に向けたロードマップ

第3条 事業主体

- 1 前条第1項第一号の補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかの号に該当する者とする。
- 一 エリアプラットフォーム
 - 二 市町村（特別区を含む。）
- ただし、第二号については、前条第2項第一号及び第二号のうち未来ビジョン等の新規策定に限る。
- 2 前条第1項第二号の補助事業者は、次のいずれかの号に該当する者とする。
- 一 都市再生推進法人
 - 二 民間事業者、特定非営利活動法人その他これらに類する者（都市再生推進法人及び民間事業者等を構成員とするJVを含む。）

第4条 事業箇所の選定

- 1 大臣は、第2条第2項第一号及び第二号（第二号については、未来ビジョン等の新規策定に限る。）について、次の各号に掲げる選定基準を満たす箇所であって、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者の申し出に基づき、当該箇所を補助事業を実施すべき事業箇所として選定するものとする。
- 一 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
 - 二 事業の目的、事業の取組方針、手法等が地域のまちづくりの課題に沿ったものであること。
 - 三 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手や関係者（都市開発事業を施行する民間事業者や公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等）の参画・連携が見込まれ、事業の実施体制が適切かつ持続的な体制であること。
 - 四 様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体の参画や支援が見込まれていること。
 - 五 策定予定の未来ビジョン等に基づく取組として、官民連携によるパブリック空

間の創出や活用が見込まれることなど、地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

六 事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。

2 大臣は、第2条第2項第二号から第八号（第二号については、未来ビジョン等の改定に限る。）について、次の各号に掲げる選定基準を満たす箇所であつて、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者の申し出に基づき、当該箇所を補助事業を実施すべき事業箇所として選定するものとする。

一 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

二 事業の実施が、補助事業の目的を達成する上で効果があると認められること。

三 事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。

3 大臣は、第2条第3項について、次の各号に掲げる選定基準を満たす箇所であつて、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者の申し出に基づき、当該箇所を補助事業を実施すべき事業箇所として選定するものとする。

一 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

二 事業の取組テーマ、取組内容、手法等が先導的、先進的であること。

三 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手の連携が見込まれること。

四 地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

五 事業の取組の継続性が高いと期待されるものであること。

4 大臣は、前各項の選定を行った場合には、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長を経由して、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、事業内容等を変更しようとする場合において準用する。

第5条 まちなか再生事業計画の提出

1 第2条第2項第二号から第六号（第二号については、未来ビジョン等の改定に限る。）までの補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「まちなか再生事業計画」という。）を作成しなければならない。

一 地域名及び対象地域の概要

二 事業名

三 事業概要

四 事業実施体制

五 事業期間

六 その他必要な事項

2 補助事業者は、作成したまちなか再生事業計画について、地方整備局等を経由して、

国土交通大臣に提出するものとする。

- 3 前項の規定は、まちなか再生事業計画を変更しようとする場合において準用する。

第6条 国際競争力強化拠点形成計画の提出

- 1 第2条第2項第七号に掲げる補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「国際競争力強化拠点形成計画」という。）を作成しなければならない。
 - 一 国際競争力強化拠点形成計画の目標
 - 二 国際競争力強化拠点形成計画の区域
 - 三 事業名
 - 四 事業概要
 - 五 事業実施体制
 - 六 事業期間
 - 七 国際競争力強化拠点形成に関する事項が記載された整備計画名
 - 八 その他必要な事項
- 2 補助事業者は、作成した国際競争力強化拠点形成計画について、地方整備局等を経由して、国土交通大臣に提出するものとする。
- 3 前項の規定は、国際競争力強化拠点形成計画を変更しようとする場合において準用する。

第7条 地方都市イノベーション拠点形成計画の提出

- 1 第2条第2項第八号に掲げる補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「地方都市イノベーション拠点形成計画」という。）を作成しなければならない。
 - 一 地方都市イノベーション拠点形成計画の目標
 - 二 地方都市イノベーション拠点形成計画の区域
 - 三 事業名
 - 四 事業概要
 - 五 事業実施体制
 - 六 事業期間
 - 七 その他必要な事項
- 2 補助事業者は、作成した地方都市イノベーション拠点形成計画について、地方整備局等を経由して、国土交通大臣に提出するものとする。
- 3 前項の規定は、地方都市イノベーション拠点形成計画を変更しようとする場合において準用する。

第8条 国の補助

- 1 国は、補助事業者が行うエアプラットフォーム活動支援事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、その全部又は一部を補助することができる。
- 2 国は、補助事業者が行う普及啓発事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、その全部又は一部を補助することができる。

第9条 監督等

大臣は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項第七号に掲げる補助事業については、令和3年度末までの間、支援できることとする。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に施行前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附 則

改正後の要綱は、令和6年12月17日から施行する。